

自転車使用者に反則金（青切符）を課す

法律が4月1日に施行されました。

16歳
以上

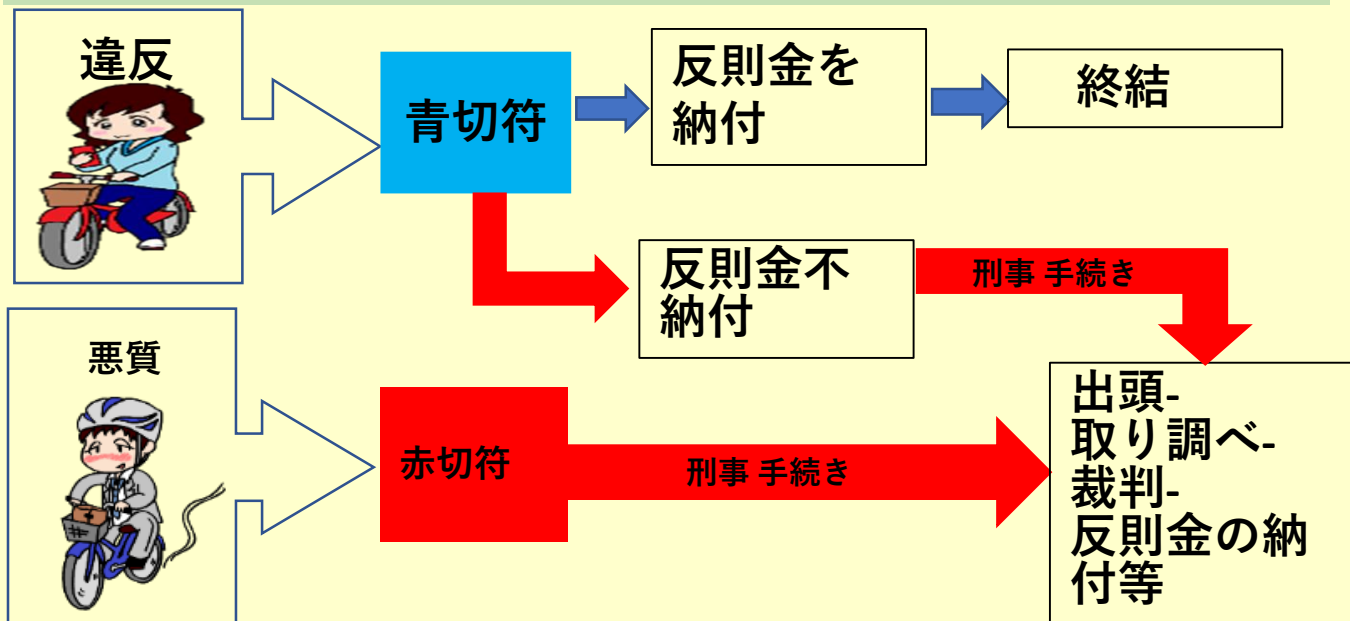


自転車に乗る際には、運転免許は必要ありませんが、自転車は車両になります。そのため、自転車に乗る人は常に交通ルールをまもらなければなりません。ルールを守らなかった場合、違反の種類によっては、反則金が科される可能性があります。

交通反則通告制度とは？

「反則行為」をした16歳以上の運転者が取り締まりを受けると、青切符（反則行為となるべき事実の要皆等が記載された書面）が交付され、定額の反則金の納付が通告されます。通告を受けた者が反則金を納付したときは、刑事手続きへ移行せず、起訴されない（いわゆる「前科」もつかない）制度といます。

※反則行為：道路交通法の違反行為のうち、信号無視や指定場所一時不停止等といった。警察官が実際に見て、明らかに反則行為を行ったと判断できるものとして定められたもの。



自転車の指導取締りの基本的な考え方



自転車の交通違反を認知した場合基本的には、現場での「指導警告」を行います。ただし交通事故の原因となったり、歩行者や他の車両にとって危険迷惑となったりするような「悪質危険な違反」であったときは、取締りを行います。指導取締りの基本的な考え方は、青切符導入後も変わりません。

反則行為と反則金の例



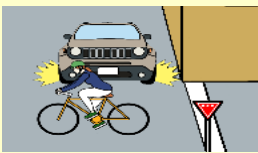
12、000円

携帯電話を使用等（保持）。



6、000円

信号無視。安全運転義務違反。
通行区分違反（逆走、報道通行等）。
横断歩行者等妨害等。



5、000円

指定場所一時停止等
無灯火。自転車利動装置不要



3、000円

並進禁止違反
軽車両乗車積載制限違反（二人乗り等）

自転車運転者講習とは

自転車の運転sに関し、道路における交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為（危険行為）を反復して行った者に対して、公安委員会が、交通の危険を防止するための講習の受講を命じる制度をいいます。

講習の命令に従わなかった者は5万円以下の罰金に処せられる。

危険行為：信号無視、指定場所一不停止等、携帯電話使用等、通行区分違反等

自転車を安全に利用し、交通ルールを守りましょう！